

旧緊急時避難準備区域に居住し、糖尿病の既往症があった70歳台後半の高齢者が、避難開始後に過酷な避難所生活のために食欲不振等になり、帰宅をしたが症状は改善せず、十分な医療も受けられず、原発事故の数か月後に全身衰弱により死亡した事案について、死亡に対する原発事故の寄与度を5割とした上で、相続人である申立人らに死亡慰謝料800万円が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A（昭和〇年〇月〇日生、以下「被相続人」という。）が平成23年〇月〇日に死亡し、申立人X1が、全相続人による遺産分割協議により、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を全部承継したこと
- (2) 申立人らの知る限り、上記遺産分割協議を行った相続人が、被相続人の全相続人であること

### 2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

### 記

- 損害項目
- ア 被相続人の日常生活阻害慰謝料  
（期間 自 平成23年3月11日 至 平成23年〇月〇日）
  - イ 被相続人の自宅建物修繕費用
  - ウ 被相続人の治療関連費用  
（期間 自 平成23年6月17日 至 平成23年8月7日）
  - エ 被相続人の通院交通費  
（期間 自 平成23年4月5日 至 平成23年6月16日）
  - オ 被相続人の入院雑費  
（期間 自 平成23年6月17日 至 平成23年〇月〇日）
  - カ 被相続人の入通院慰謝料  
（期間 自 平成23年4月5日 至 平成23年〇月〇日）
  - キ 被相続人の死亡慰謝料（遺族らの固有慰謝料を含む）
  - ク 被相続人の死亡逸失利益
  - ケ 被相続人の文書取得費用（平成23年〇月〇日付けB病院の死亡診断書、平成23年〇月〇日付けB病院の診断書、

平成24年〇月〇日付けC病院の診断書及び被相続人の住民票1通分)

コ 被相続人の葬儀関連費用

サ 申立人X1の見舞交通費

(期間 平成23年6月17日 至 平成23年〇月〇〇日)

シ 弁護士費用

(期間 上記各損害項目に準ずる)

### 3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第2項所定の損害項目(同項所定の期間に限る。)についての損害賠償金として、合計金1626万3951円の支払義務のあることを認める。

#### 【内訳】

損害項目	ア 被相続人の日常生活阻害慰謝料	74万0000円
	イ 被相続人の自宅建物修繕費用	30万0000円
	ウ 被相続人の治療関連費用	5435円
	エ 被相続人の通院交通費	3万2500円
	オ 被相続人の入院雑費	7万4250円
	カ 被相続人の入通院慰謝料	80万0000円
	キ 被相続人の死亡慰謝料 (遺族らの固有慰謝料を含む)	800万0000円
	ク 被相続人の死亡逸失利益	525万3459円
	ケ 被相続人の文書取得費用	1万8900円
	コ 被相続人の葬儀関連費用	54万5700円
	サ 申立人X1の見舞交通費	2万0000円
	シ 弁護士費用	47万3707円

### 4 既払の未清算仮払い補償金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項記載の各損害に対する未清算の仮払い補償金110万円を支払い済みであることを確認する。

この未清算の仮払い補償金110万円について、第3記載の和解金1626万3951円と清算する。

### 5 支払方法

(省略)

### 6 取下げ

申立人らは、その余の損害項目に関する請求については、申立てを取り下げる。

### 7 清算条項

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目(同項所定の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当

事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、第2項ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、コ、サ記載の損害項目及び期間については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

#### 8 手続費用

本件に関する手続き費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年10月7日

（仲介委員 井ノ上正男）